



鳥取県公報

平成16年 1月27日(火)
号外第 8号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則(3) (行政経営推進課).....	1
-----	--	---

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則

- 趣旨(第1条関係)
この規則は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 電子証明書新規発行申請書(第2条関係)
電子証明書新規発行申請書の様式を定めることとした。
- 電子証明書失効申請書(第3条関係)
電子証明書失効申請書の様式を定めることとした。
- 電子証明書更新申請書(第4条関係)
電子証明書更新申請書の様式を定めることとした。
- 利用者署名符号漏えい等届出書(第5条関係)
利用者署名符号漏えい等届出書の様式を定めることとした。
- 身分証明書(第6条関係)
法の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。
- 施行期日
この規則は、法の施行の日から施行することとした。

規 則

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則をここに公布する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子証明書新規発行申請書)

第2条 法第3条第2項に規定する申請書は、様式第1号によるものとする。

(電子証明書失効申請書)

第3条 法第9条第2項において準用する法第3条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。

(電子証明書更新申請書)

第4条 法第3条第7項の規定により同条第1項に規定する電子証明書(以下「電子証明書」という。)の提供を受けた者が当該電子証明書の法第5条に規定する有効期間の満了の日の3月前から当該有効期間の満了の日までの間に、法第9条第1項の規定による当該電子証明書の失効を求める旨の申請と同時に法第3条第1項の規定による電子証明書の発行の申請を行う場合の同条第2項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、前2条の規定にかかわらず、様式第3号によるものとする。

(利用者署名符号漏えい等届出書)

第5条 法第10条第2項において読み替えて準用する法第3条第2項に規定する届出書は、様式第4号によるものとする。

(身分証明書)

第6条 法第47条第2項の規定により立入検査をする同条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

様式第 1号 (第 2条関係)

電 子 証 明 書 新 規 発 行 申 請 書

職 氏 名 様

電子証明書の発行を受けたいので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3条第 1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

申請者に関する事項 (代理人が申請する場合にあっては、本人に関する事項)	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	男女の別	
	住 所	郵便番号		
	電話番号			
氏名及び住所をコンピュータに入力する際、画面上に正確に表示されない文字	有 ・ 無 ・ 不明			
	画面上に正確に表示されない文字及び代わりに常用している文字 (これらの文字を知らない場合は、不要)		(記入例 吉 吉)	

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

代理人に関する事項	氏 名			
	住 所	郵便番号		
	電話番号			

処 理 事 項	受付担当者名		受付年月日	
			年 月 日	
	通信の有無	破棄又は職権による失効の有無及び回数		発行手数料の額
	有・無 (回)	有・無 (回)		円
	送信しなかった若しくは受信できなかった理由、破棄若しくは職権による失効の理由又は発行手数料を徴収しなかった理由			

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 印の欄は、記載しないこと。

様式第2号(第3条関係)

電 子 証 明 書 失 効 申 請 書

職 氏 名 様

電子証明書の失効を希望するので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 印

申請者に関する事項(代理人が申請する場合にあっては、本人に関する事項)	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	男女の別	
	住 所	郵便番号		
	電話番号			
失効を希望する電子証明書のシリアル番号を確認できるもの	有 ・ 無			
失効を希望する電子証明書のシリアル番号				

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

代理人に関する事項	氏 名			
	住 所	郵便番号		
	電話番号			

処理事項	受付担当者名			
	受付年月日	年 月 日		

注1 「失効を希望する電子証明書のシリアル番号を確認できるもの」欄は、失効する電子証明書が記録されたICカード、失効する電子証明書の写し等の当該電子証明書のシリアル番号を確認できるものを持参している場合には「有」に、持参していない場合には「無」に 印を付けること。

2 ICカードを持参している場合は、失効した電子証明書並びにその公開鍵及び秘密鍵を当該ICカードから消去することとなる。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

4 印の欄は、記載しないこと。

様式第 3号 (第 4条関係)

電 子 証 明 書 更 新 申 請 書

職 氏 名 様

電子証明書を更新したいので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

申請者に関する事項(代理人が申請する場合にあっては、本人に関する事項)	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	男女の別	
	住 所	郵便番号		
	電話番号			

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

代理人に関する事項	氏 名			
	住 所	郵便番号		
	電話番号			

処 理 事 項	受付担当者名		受付年月日	
			年 月 日	
	通信の有無	破棄又は職権による失効の有無及び回数		発行手数料の額
	有・無 (回)	有・無 (回)		円
	送信しなかった若しくは受信できなかった理由、破棄若しくは職権による失効の理由又は発行手数料を徴収しなかった理由			

注 1 電子証明書を記録した IC カードを持参すること。持参していない場合は、電子証明書失効申請書を提出し、新たに電子証明書新規発行申請書を提出しなければならない。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 印の欄は、記載しないこと。

様式第4号(第5条関係)

利用者署名符号漏えい等届出書

職 氏 名 様

利用者署名符号(秘密鍵)の漏えい等(秘密鍵の漏えい、滅失、き損、電子証明書を記録したICカードの破損、紛失等)があったので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏 名 印

届出者に関する事項(代理人が届け出る場合にあつては、本人に関する事項)	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	男女の別	
	住 所	郵便番号		
	電話番号			
漏えい等があった利用者署名符号が記録された電子証明書のシリアル番号を確認できるもの	有 ・ 無			
漏えい等があった利用者署名符号が記録された電子証明書のシリアル番号				

本人に代わって代理人が届け出る場合には、次の欄にも記入してください。

代理人に関する事項	氏 名			
	住 所	郵便番号		
	電話番号			

処理事項	受付担当者名			
	受付年月日	年 月 日		

- 注1 「漏えい等があった利用者署名符号が記録された電子証明書のシリアル番号を確認できるもの」欄は、この届出書に係る電子証明書が記録されたICカード、当該電子証明書の写し等の当該電子証明書のシリアル番号を確認できるものを持参している場合には「有」に、持参していない場合には「無」に 印を付けること。
- 2 ICカードを持参している場合は、失効した電子証明書並びにその公開鍵及び秘密鍵を当該ICカードから消去することとなる。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 印の欄は、記載しないこと。

様式第5号(第6条関係)

表 面

	番 号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第47条第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	職 氏 名 印

裏 面

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(抄)

(報告及び立入検査)

第47条 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第47条第1項又は第2項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(3) 略

